## 「いしかわ健康経営宣言企業」ロゴマーク使用基準

石川県(以下、「県」という。)において作成した、「いしかわ健康経営宣言企業」 ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保するため、次のとお り使用基準を定める。

(目的)

第1条 ロゴマークは、県内企業等における健康経営の更なる推進を図ることを目的と する。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークは、県が使用するほか、「いしかわ健康経営宣言企業」に認定された企業、団体等が、ポスター、チラシ、パンフレット、名刺等の印刷物やホームページ等に使用できるものとする。

(表示)

第3条 ロゴマークの表示は、別に定めるロゴマーク使用ガイドラインのとおりとする。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第5条 ロゴマークの表示に関する事故、苦情等が発生した場合は、ロゴマーク使用者 が誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講ずるものとし、県はその責めを負 わないものとする。

(適正使用の確保)

第6条 県は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を 行うことができるものとする。

## (使用の中止)

- 第7条 県は、ロゴマーク使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するお それのある場合は、ロゴマークの使用を中止させるものとする。ロゴマークの使用の 中止により直接又は間接に生じた損害については、当該使用者が自ら負担するものと する。
  - (1) 第2条の規定による要件を満たさなくなった場合
  - (2) 第3条により定めるガイドラインの規定に反して表示した場合
  - (3) 第5条の規定による必要な措置を講じなかった場合
  - (4) 県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる場合
  - (5) 主として特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとする場合
  - (6) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
  - (7) その他、県が不適当な使用と判断する場合

(ロゴマークに関する権限)

第8条 ロゴマークに関する一切の権限は、県に帰属するものとする。

(その他)

第9条 ロゴマーク使用者は、この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。

## 附則

この使用基準は、令和5年3月20日から施行する。